

質問に対する回答書⑪
東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図【橋梁下部工】 施工計画図(1)(参考図) 施工計画図(2)(参考図)	A1橋台、A2橋台の基礎杭打設は本線を1車線規制して施工する図面となっていますが、すべての基礎杭を1車線規制で施工する計画となっていると考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	1車線規制で施工する基礎杭はA1橋台、A2橋台双方本線側一列目のみを想定しております。
2	設計図【橋梁下部工】土留工詳細図	A1橋台、A2橋台の構造物掘削部に鋼矢板を打設する計画となっていますが、鋼矢板はハイプロハンマ工法、圧入工法のどちらの工法で打設する計画となっているのでしょうか。A1橋台部では最大N値が42、A2橋台部では最大N値が25となっているので、打設に際して、補助工法が必要となった場合は別途協議と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	鋼矢板の打設は、A1橋台はウォータージェット併用の圧入工法、A2橋台は補助工法なしの圧入工法を想定しております。 なお、補助工法が必要と監督員が認めた場合は別途協議の対象となります。
3	設計図【橋梁下部工】土留工詳細図 割掛対象表参考内訳書	上記の質問で、ハイプロハンマ工法で打設する計画となっている場合、割掛対象表参考内訳書に打設で使用するクローラクレーンの分解組立費が計上されていませんが、変更対象、別途協議と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	圧入工法を想定しているため、クローラクレーンの分解組立費は計上しておりません。
4	設計図【橋梁下部工】土留工詳細図	A1橋台、A2橋台の構造物掘削部に打設する鋼矢板は、本線を1車線規制して施工するのではなく、本線路肩を常時規制して施工する計画と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	鋼矢板打設は1車線規制を想定しており、規制回数はA1橋台6回、A2橋台5回を想定しております。
5	設計図【土工】 施工ステップ平面図 地盤改良図	下り線ボックス部、上り線ボックス部の地盤改良工(深層混合処理工)は、本線を1車線規制して施工するのではなく、本線路肩を常時規制して施工する計画と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	そのとおりです。
6	特記仕様書P35 26-12 交通規制工 金抜設計書 番号39、40 設計図 数量明細書-4	金抜計算書の番号39 車線規制 I × 1 × 0(T)は久喜白岡JCT～蓮田スマートIC(上り線)を5:00～15:00に1車線規制して、6:00～14:00に規制内の施工が可能、同様に、番号40 車線規制 I × 1 × 0 × 2(T)は岩槻IC～蓮田スマートIC(下り線)を12:00～22:00に1車線規制して、13:00～21:00に規制内の施工が可能と考えてよろしいでしょうか。金抜設計書、数量明細書では番号39は13回の規制、番号40は15回の規制となっていますが、A1橋台、A2橋台の基礎杭打設以外に1車線規制での施工が計画されているのでしょうか。ご教示をお願いします。	規制開始・終了時刻、作業開始・終了時刻については、そのとおりです。 規制回数について、番号39の13回の内訳はA2橋台杭施工が6回、A2橋台鋼矢板打設が5回、下り線仮設防護柵設置が2回を想定しております。また、番号40の15回の内訳は、A1橋台杭施工が7回、A1橋台鋼矢板打設が6回、上り線仮設防護柵設置が2回を想定しております。
7	設計図【橋梁下部工】 施工計画図(1)(参考図) 施工計画図(2)(参考図) 特記仕様書P35 26-12 交通規制工	橋台の基礎杭打設を1車線規制して施工する場合、1車線規制の規制時間および規制内の施工可能時間からA1橋台(下り線側)は13:00～21:00に施工を行い、A2橋台(上り線側)は6:00～14:00に施工を行う計画と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	そのとおりです。
8	特記仕様書P36 26-13 地盤改良工	特記仕様書に地盤改良工(深層混合処理工)の施工で発生する盛上り土の処理についての記載がありませんが、盛上り土の処理については別途協議と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	盛上り土については、施工箇所に存置するものとお考えください。なお、盛上り土の処理が必要と監督員が認めた場合は別途協議の対象となります。
9	特記仕様書P30 26-8 基礎杭 P6 6-1 自工区外盛土場	特記仕様書 26-8 基礎杭に「杭施工により発生する残土は、盛土場へ運搬、敷均し、整形を行うものとする」と記載されていますが、残土は久喜市大字北青柳の自工区外盛土場に運搬し、敷均し・整形を行うものと考えてよろしいでしょうか。また、その費用は特記仕様書 26-8-6 支払に含まれると考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	そのとおりです。

10	設計図【土工】規制工 平面図(4) 金抜設計書 番号41	規制工 平面図(4)に第一走行車線、第二走行車線の2車線を工事箇所とする規制図が記載されており、金抜設計書で規制回数が2回となっていますが、2車線を規制して施工を行う工種および規制を行う位置をご教示下さい。	2車線規制を行う工種は契約参考図書47～53に示す、率計上項目 本線標識改良工です。
----	---------------------------------	---	--